

指定医療機関の指定更新手続きについて

平成 26 年 7 月 1 日施行された生活保護法の一部改正(以下「改正法」という。)により、平成 27 年 7 月 1 日以降から、指定医療機関(医科・歯科・薬局・訪問看護)については、指定を更新するための手続きが始まっております。

指定の更新手続きは、次のとおりに行うこととしております。

1 . 医科・歯科・薬局

(1)更新申請が必要な指定医療機関

更新申請が必要な指定医療機関は、法人開設の指定医療機関、および(2)に該当しない個人開設の指定医療機関です。事務処理の流れは次のとおりです。

指定権者は、指定有効期間末月の月初旬に、九州厚生局のホームページで公開されている保険医療機関・薬局の指定情報(以下「健康保険法の指定情報」という。)を確認し、更新申請が必要な指定医療機関に対し、申請案内を送付します。

申請案内には指定更新申請書および誓約書(以下「申請書類」という。)を同封対象の指定医療機関は、申請案内に記載された期間内に、那覇市役所保護管理課に、申請書類を提出していただきます。(申請書類のみ提出していただきます。)
指定更新後の通知書は、提出月の翌月の健康保険法の指定情報を確認後、送付します。

(2)改正法第 49 条の 3 第 4 項の規定に該当する指定医療機関()

開設者個人、若しくは開設者と開設者同居する特定の親族のみで指定医療機関の業務を実施している指定医療機関が該当します。平成 27 年 6 月末までに改正法第 49 条の 2 第 1 項の規定の申請を行った際に、申請書の当該確認欄に「有」と記載し、指定権者にて当該条件にあてはまるものと確認した指定医療機関が対象となります。

当該条件に該当する医療機関については、特に申請の必要がないので、申請案内は送付しません。指定更新後の通知書は、(1)の手続きと同様、健康保険法の指定情報を確認後、送付します。

2 . 訪問看護事業所

指定有効期間末月の月初旬に介護保険法の指定状況を確認し、申請案内を送付します。

申請案内には申請書類を同封しています。

対象の訪問看護事業所は、申請案内に記載された期間内に、那覇市役所保護管理課に申請書類を提出していただきます。(申請書類のみ提出していただきます。)

指定更新後の通知書は、介護保険法の指定情報を確認後、提出月翌月に送付します。